令和2年

第1回市議会定例会 議案第48号

函館市港湾施設管理条例の一部改正について

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

に,

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例 函館市港湾施設管理条例(平成12年函館市条例第38号)の一部を 次のように改正する。

別表第1中

Г					
ı		ウ けい留が1年以上 1年につき	3,300円	3,000円	
		けい留時間が24時間ま でごとに1基につき			
	料料	(1) 総トン数3,000 トン未満の船舶	4, 180円	3,800円	
		(2) 総トン数3,000 トン以上5,000ト ン未満の船舶	8,470円	7,700円	を
		(3) 総トン数 5, 000 トン以上 10, 000	12,650円	11,500円	
		トン未満の船舶 (4)総トン数10,000 トン以上の船舶	14,740円	13, 400円	
г					']
		ウ けい留が1年以上	3,300円	3,000円	17

「4 上屋使用料」を「3 上屋使用料」に, 「5 港湾施設用地使用

1年につき

料」を「4 港湾施設用地使用料」に,

6 船舶給 水施設使 用料		特定給水 以外の給 水	特定給水		
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	給水 立方メートル 立方メートル 立方分ま 立えトル な力 な力 な力 な力 な力 な力 な力 な力 な力 な力			
	a 30立方メートルまで トルまで b 30立方メートルを超える分 1立方メートルまでごとに	28,050円 935円	25,500円		
	(2) 割増料金 ア 勤務時間外の給水 および冬期間(12 月1日から翌年3月 31日まで。以下同 じ。)における勤務	それぞれの	の基本料金5割に相当		
	時間内の給水 イ 冬期間における勤 務時間外の給水				

を

5 船舶給 水施設使

特定給水 特定給水 以外の給

用料		水		
	岸壁給水 (1) 基本料金 ア 5立方メートルま で イ 5立方メートルを 超える分1立方メー トルまでごとに	1, 980円 396円	1,800円	ĮZ,
	, , , , , , ,	給水の種別に応じ, それぞれの基本料金 の額の15割に相当 する額 給水の種別に応じ, それぞれの基本料金 の額の20割に相当 する額		

「7 可動橋施設使用料」を「6 可動橋施設使用料」に,「8 移動式荷役機械使用料」を「7 移動式荷役機械使用料」に,「9 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」を「8 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」に,「10 公共空地占用料」を「9 公共空地占用料」に,「11 水域占用料」を「10 水域占用料」に,「12 土砂採取料」を「11 土砂採取料」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

けい船浮標使用料および運搬給水に係る船舶給水施設使用料を廃止す るため